

退職金規程(派遣社員)

(目的)

- 第 1 条 本退職金規程（以下「本規程」という）は、派遣社員（以下「社員」という）の退職金に関する事項について定めることを目的とする。
- 2 本規程は、就業条件明示書に「退職金制度により支給」と記載されている社員に限り適用する。（就業条件明示書とは、労働条件通知書を兼ね、就業条件明示書という文言が記載されている書類も就業条件明示書とする。）

(支給範囲)

- 第 2 条 社員が第3条により定めた支給条件を満たした場合は、退職金を支給する。

(支給条件)

- 第 3 条 退職金は同一法人同一派遣先にて満3年以上勤務した社員が、次の各号のいずれかに該当した場合に支給する。（第4条以降、次の各号の該当日を退職と言い換えて適用する）
- (1) 自己都合により、当該派遣先での勤務を終えるとき
 - (2) 会社都合により、当該派遣先での勤務を終えたとき
 - (3) 休職期間満了により、当該派遣先での勤務を終えたとき
 - (4) 傷病により勤務に耐えられないと認めるとき
(ただし、第5条2項(2)により通算派遣期間が3年に満たない場合を除く)
 - (5) 死亡したとき
 - (6) 新たな派遣先で就業したとき

(退職金の計算方法)

- 第 4 条 退職金は、毎年発令される「厚生労働省職業安定局長通達」に基づき、「中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達で定める退職事由別係数を乗じて算出した額とする。退職事由に関しては同一法人同一派遣先を退職した際の退職事由とする。
- (1) 退職事由別係数の勤続年数は第5条により定めた期間の満年数を使用する。
 - (2) 退職金は退職時有効であった就業条件明示書を基に計算する。ただし、労働条件変更により「退職金制度により支給」と記載がない場合は、「退職金制度により支給」と記載されている最終の就業条件明示書を基に計算する。
※ 就業条件明示書に複数の就業時間および就業日数が記載されている場合は、退職金制度に該当する期間の平均値（端数を四捨五入）を使用する。
 - (3) 1ヶ月の賃金は次の計算式により計算する。
時給×1日の所定労働時間×1ヶ月の所定労働日数
※ 所定労働日数とは、就業条件明示書の契約日数に応じて下記の通りとする。

| | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|------|-------------|
| 所定労働日数/週 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | |
| 所定労働日数/月 | 21.7日 | 17.4日 | 13.0日 | 8.7日 | 小数点第2位を四捨五入 |

例：所定労働日数/月 21.7日＝365日÷7日÷12ヶ月×5日(所定労働日数/週)

(勤続年数の計算方法)

第 5 条 退職金制度における勤続年数のカウントは、「退職金制度により支給」と記載されている就業条件明示書の派遣期間の開始日から退職日、または当該契約の終了する日までの期間を勤続年数とし、「退職金制度」を開始する2020年4月1日以前は2020年4月1日以降の「退職金制度」に該当した日を起算日とする。

2 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養の為に休業した期間、及び育児介護休業期間はこれを勤続年数に算入する。

ただし、次の各号に該当する場合は勤続年数に算入しない。

(1) 自己都合による欠勤での出勤率が8割を下回る月

(2) 業務外の事由による傷病での休職期間

ただし、1ヶ月未満の端数がある場合は出勤率8割を下回る月は勤続年数に算入しない。

3 勤続年数算出時の端数については、1年未満の端数がある場合は月単位とし、1ヶ月未満の端数は暦日数15日以下を切り捨てとし、16日以上は切り上げとする。

(退職金の端数計算)

第 6 条 退職金の最終計算において、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げる。

(退職金の不支給)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、退職金を支給しない。また、退職後に次の各号の事由が判明した場合には、当社は退職金全額の返還を請求できるものとする。

(1) 就業規則の定めに基づき懲戒解雇されたとき

(2) 不法行為により退職するとき

(3) 退職後、支給日までの間において懲戒処分に相当する事由が発見されたとき

(退職金の支払い方法)

第 8 条 退職金は原則として一括払いとする。

(退職金の支払い先)

第 9 条 退職金は直接本人に支払う。ただし、本人が死亡した場合はその退職金は遺族に支給する。遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、その代表者に対して支給する。

(退職金の支給日)

第 10 条 退職金は原則として退職日の属する月の末日より3ヶ月以内に支給する。

(付 則)

この規程は、2024年3月1日から施行する。